

個別分野の規制改革の進展について

令和 4 年 11 月 11 日

事務局

これまでに進捗があった主な個別分野の規制改革等は以下の通り。

1. 風力発電における風況観測塔の設置に係る建築基準法の緩和

要望：風力発電の設置にあたっては、事前に事業性評価等のために風況観測塔を設置して、上空の風向きや風速を観測する。風車の大型化に伴って、この風況観測塔も大型化しており、高さが 60m を超えると、安全性確保の目的から、建築基準法に基づく国土交通大臣認定が必要となっている。

しかしながら、風況観測塔は、存続期間が限定的であり、人が容易に立ち入らない場所や洋上に設置され、人家等への影響も考えにくいことから、高さ 60m 超であっても大臣認定を不要とすべき。

<対応の内容：国土交通省>

今般、風況観測塔その他の大規模な工作物に適用すべき構造規制について検証を行った結果を踏まえ、高さが 60m 超の工作物であっても、存続期間が 2 年以内で、構造及び周囲の状況に関し、山地、原野その他の人が容易に立ち入るおそれがない場所に設けられるものであるなど安全上の支障がないものは、建築基準法に基づく国土交通大臣認定の規定の適用を除外することとした。

適用除外にあたり、「建築基準法施行令の一部を改正する政令」（令和 4 年政令第 295 号）を令和 4 年 9 月 2 日に公布、同年 10 月 1 日に施行し、これと併せて「構造及び周囲の状況に関し安全上支障がない鉄筋コンクリート造の柱等の基準を定める件」（令和 4 年国土交通省告示第 1024 号）を令和 4 年 9 月 30 日に公布、同年 10 月 1 日に施行済み。概要は以下のとおり。

【令和 4 年政令第 295 号】 https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000935.html

【令和 4 年国土交通省告示第 1024 号】 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001517768.pdf>

【国住指第 288 号】 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001517767.pdf>

○（抜粋）建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（国住指第 288 号）

1. 政令改正及び告示第 1024 号の概要

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 147 条第 3 項から第 5 項までを改正し、高さが 60m 超の工作物であっても、存続期間が 2 年以内で、構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであれば、時刻歴応答解析及びそれに係る大臣認定並びに構造関係規定の一部の規定等の適用を除外し、構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものの基準を告示第 1024 号に定めた。その対象は令第 138 条第 1 項第 2 号に掲げる工作物で高さが 90m 以下のものであり、風況観測塔のような簡易な構造形式を想定するものである。

なお、存続期間が 2 年超の工作物の場合や高さが 90m 超の工作物の場合には大臣認定の取得が必要となるが、存続期間に応じた想定外力の設定方法や認定実績を踏まえた知見の蓄積等により、大臣認定に関する審査に当たって、「煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1449 号）第 4 の規定により準用する「超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1461 号）第 4 号ニ

の規定に基づき、時刻歴応答解析を要しないこととする場合も想定され得る。

2. 有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任方法に係る見直し

要望：有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備は、電気事業法において、汽力発電所（蒸気を活用した発電所）に分類され、ボイラー・タービン主任技術者の選任を求められている。しかしながら、有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備は、従来の汽力発電所に比べ、圧力や温度が低く、従ってより低リスクであることから、設備の特徴や出力に応じたボイラー・タービン主任技術者の選任方法の見直しを行うべき。

＜対応の内容：経済産業省＞

電気事業法におけるボイラー・タービン主任技術者に係る大臣許可選任について、必要な要件に適合した講習の修了者であること等を条件に選任することを可能とする対象について、水素、アンモニア、バイオマス等を燃料とする発電設備（有機ランキンサイクル方式のバイオマス発電を含む。）まで対象を拡大することとし、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を令和4年9月12日付で改正し、周知を行った。内容は、以下のとおり。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220920-1.html

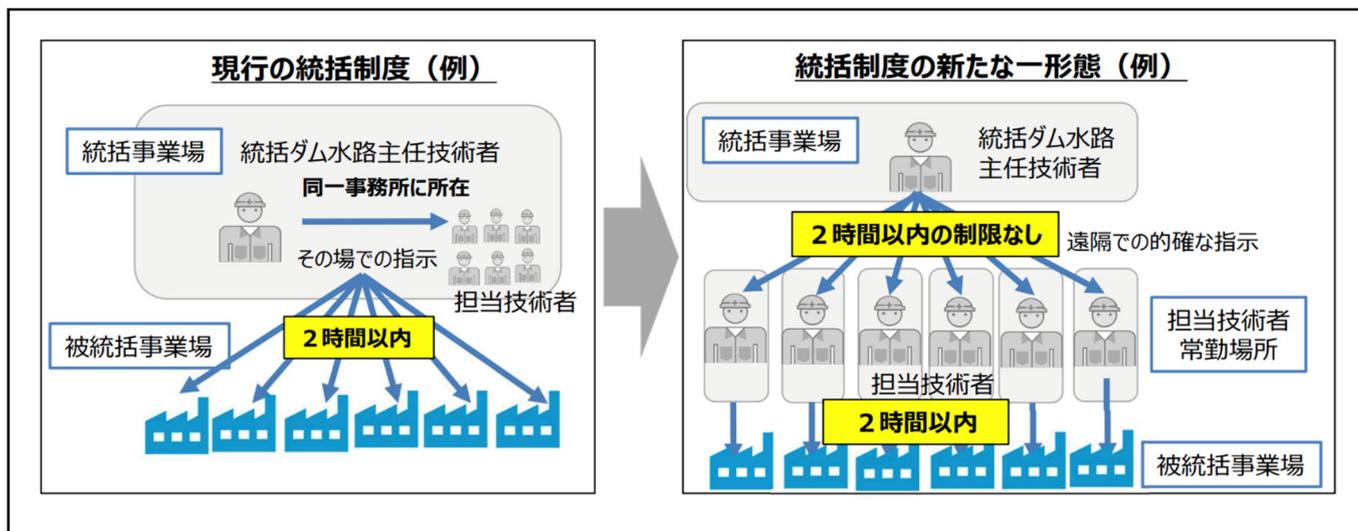
3. ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し

要望：電気事業法に基づくダム水路主任技術者については、長期間にわたる免状取得者数の減少傾向に加えて、有資格者の年齢構成の偏りを踏まえれば、定年退職等に伴う将来的な人材不足も懸念される。一方で、FIT制度を活用した新規の水力発電所の建設は増加している。このため、ダム水路主任技術者が統括管理できる事業場数の上限や到達時間の制限の見直しの検討を行い、必要な措置を講ずるべき。

＜対応の内容：経済産業省＞

電気事業法に基づくダム水路主任技術者の在り方について検討した結果、15m未満のダムを有する水力発電所について、統括ダム水路主任技術者による確実な指揮監督の下、適切な担当技術者を配置し、担当技術者が2時間以内に電気工作物の設置場所へ到達できる場合については、担当技術者が勤務する事務所と被統括事業場との距離が2時間以内であれば良いこととし、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を令和4年6月22日付で改正済み。内容は、以下のとおり。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220622-1.html



4. 送電線等の道路占用許可の運用改善

要望：道路法第33条第1項で規定されている道路の占用の許可基準について、地域・担当者（道路管理者）によって、運用が大きく異なっており、再エネ設備の設置にあたり障害となっている。例えば、道路占用許可の申請時に無余地性の証明について、過度な要求をされることもある。また、申請者によって、道路管理者による許可の取り扱いが異なるケースがある。

このような不適切な運用について、国道、都道府県道、市町村道それぞれの道路管理者に対して通達を発出する等により、指導していただきたい。

<対応の内容：国土交通省>

一般的に占用の許可等の手続に際して道路占用にかかる許可の判断に必要な範囲を著しく超えた過度な資料の提出を求めることや、他の占用申請者との不公平な取扱いを行うことは妥当ではないため、占用の許可等の手続に当たって適正な運用を行うよう、令和4年10月5日付けで国土交通省が各地方整備局等に対して通知を発出。

また、都道府県等に対しても通知を参考送付するとともに、都道府県については、管内道路管理者（市町村）宛てに通知の内容を共有するよう依頼。内容は、次ページ記載のとおり。

各地方整備局 路政課長 殿
北海道開発局 建設行政課課長補佐 殿
沖縄総合事務局 建設行政課長 殿
(独)日本高速道路保有・債務返済機構
総務部管理課長 殿

国土交通省 道路局
路政課道路利用調整室 企画専門官

「第19回 再エネ関連規制等要望」への対応について

内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームは、令和2年度の臨時国会の所信表明演説にて宣言された、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、関連府省庁にまたがる再生可能エネルギーに係る規制等を総点検することとしているところ、関係事業者より「再エネ関連規制等要望」を受け、要望についての関係省庁の回答を踏まえ規制等の総点検のための検討材料としているところである。

今般、「第19回再エネ関連規制等要望」において、国土交通省に対し、再生可能エネルギー発電事業にかかる「送電線等の道路占用許可の運用改善」について、別添のとおり要望がなされた。

要望内容に記載の事実関係は明らかではないが、一般的に占用の許可等の手続に際して道路占用にかかる許可の判断に必要となる範囲を著しく超えた過度な資料の提出を求めることや、他の占用申請者との不公平な取扱いを行うことは、妥当ではない。

については、占用の許可等の手続に当たっては、上記の趣旨を踏まえ適正な運用を行われたい。

第19回再エネ関連規制等要望(抜粋)

(提案事項)

送電線等の道路占用許可の運用改善

(提案の具体的内容)

道路法第33条第1項で規定されている道路の占用の許可基準について、地域・担当者(道路管理者)によって、運用が大きく異なっており、再エネ設備の設置にあたり障害となっている。

- ① 申請時に無余地性の証明について、過度な要求をされることもある。道路占用許可の運用に関して、申請者に過度な無余地性の証明を求める等の不適切な運用について、国道、都道府県道、市町村道それぞれの道路管理者に対して通達を發出する等により改善を図っていただきたい。
- ② また、道路占用許可にあたって、道路法上は再エネ事業者についても、発電事業者であれば送配電事業者と同様に取り扱われるはずだが、道路管理者によっては扱いが異なるケースがある。差別的な扱いをしないよう、国道、都道府県道、市町村道それぞれの道路管理者に対して通達を發出する等により、指導していただきたい。

(提案理由)

再エネ設備の送電線等の道路占用許可にあたって、申請を受け付ける担当者により運用が大きく異なることが、再エネ設備の設置を妨げている。

例えば、無余地であるか、申請者が全て確認してから申請をさせられるケースもある。この際、地権者や農業委員会との協議記録の提出を求められるケースもある。申請時に無余地性の証明について過度な要求をされることにより、道路占用許可の取得において不必要な時間と手間がかかっているため、是正を図っていただきたい。

加えて、例えば一般送配電事業者と同等の保守体制を構築できるか、事業終了まで責任を持って対応できるか確証が持たないため果道の使用が認められない等、一般送配電事業者と異なる扱いを受けることがあるため、こちらについても是正を図っていただきたい。

(所管省庁)

国土交通省

以下略

5. 住宅性能表示制度における省エネルギー性能に係る更なる上位等級の創設

要望：地方公共団体等においてZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を上回る断熱性能の基準設定等が行われる中で、従前の住宅性能表示制度ではZEHを上回る省エネ性能を評価することができない。戸建住宅におけるZEH基準を上回る上位等級を新たに創設すべき。

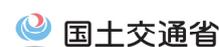
<対応の内容：国土交通省>

令和4年3月25日に「日本住宅性能表示基準」及び「評価方法基準」を改正し、令和4年10月1日に施行。これにより、ZEH基準を上回る上位等級である断熱等性能等級6、7（一戸建て住宅）が新設された。

日本住宅性能表示基準

URL: <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001483567.pdf>

省エネ性能に係る上位等級の基準(戸建住宅の断熱等級6・7)の基準(表示方法)



表示方法基準		断熱等性能等級5・一次エネルギー消費量等級6：令和4年4月1日施行 断熱等性能等級6・7（戸建住宅）：令和4年10月1日施行		
表示事項	適用範囲	表示方法	説明事項	説明に用いる文字
5-1 断熱等性能等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（一戸建ての住宅にあつては1、2、3、4、5、6又は7（7は地域の区分が8地域以外の地域である場合に限る。）、共同住宅等にあつては1、2、3、4又は5）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、一戸建ての住宅にあつては等級7（地域の区分が8地域である場合にあつては等級6）、共同住宅等にあつては等級5の場合に、外皮平均熱貫流率（単位をW/(m ² ・K)とし、地域の区分の8地域を除く。）及び冷房期の平均日射熱取得率（地域の区分の1、2、3及び4地域を除く。）を併せて明示することができる。	等級7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている
			等級6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
			等級5	熱損失等のより大きな削減のための対策が講じられている
			等級4	熱損失等の大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている
			等級3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
			等級2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
			等級1	その他

6. 太陽光発電リースの住宅ローン上の扱いに関する金融機関への情報提供

要望：2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅等への屋根置き太陽光設備の導入は極めて重要であり、近年は、新築住宅について、初期費用の掛からないリースにより太陽光発電設備を設置する事例も増えてきている。しかしながら、リース利用料金が自家消費・売電収入等の太陽光発電の生み出す経済メリットの範囲内に設定されているにも関わらず、住宅ローン審査時に負債額として算入され、住宅ローンが減額される懸念が住宅事業者の間にあり、これがリースを活用した住宅への太陽光発電設備の導入を妨げている。金融機関に適切な情報提供をし、状況を改善すべき。

<対応の内容：金融庁>

金融庁と銀行等の業界団体との意見交換会において、以下のように発言。発言内容を金融庁ホームページで公表。

URL：<https://www.fsa.go.jp/common/ronten/index.html>

金融庁発言要旨

(「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和4年9月13日開催 主要行等]」 p7)：

リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては再生可能エネルギーの更なる導入促進が必要であり、政府では、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すなど、住宅・建築物にも太陽光発電設備の設置を拡大すべく、各種の施策を講じている。また、住宅等への太陽光発電設備の導入は自家消費等により電力需給の改善や災害時のレジリエンス強化にも繋がりをうるものである。
- 太陽光発電設備の導入に関する費用については、昨今、住宅ローン等により自己負担するケースに加え、初期費用を軽減できるリース等を活用するケースも増えてきていると承知。
- このような状況を踏まえ、リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査に関しては、金融庁として一律の対応を求めるものではないが、例えば、自家消費による電気代削減や売電収入等の側面についても考慮することなど、各金融機関それぞれにおいて ご検討いただければ幸いである。

7. 需給曲線の情報公開

第18回再エネTF委員の提言

スポット価格高騰問題を受けて、2021年2月より、スポット市場における全国のシステムプライスの需給曲線（30分コマ毎）が、日本卸電力取引所のウェブサイト上で継続的に公開されるようになった。しかしながら、分断時のエリア別の需給曲線は公開されておらず、新電力からは、全国レベルだけでなくエリア別の需給曲線の公開を求める声がある。現状の全国レベルの需給曲線の公開では、情報公開が不十分であり、分断時にはエリア別の需給曲線を公開すべき。

<対応の内容：経済産業省>

2021年2月より公開しているスポット市場のシステムプライスの入札カーブについて、2022年6月7日より分断エリア別の入札カーブを公開済み。内容は、以下のとおり。

<http://jepx.org/news/pdf/jepx20220607.pdf?timestamp=1667198064461>

○2022年11月1日の例（北海道・東北エリアとそれ以外のエリアで分断）

